

令和 3 年

奥州市教育委員会会議録

第 7 回定例会 7 月 27 日招集

奥州市教育委員会

1 開会、閉会等に関する事項

開催日時 開会 令和3年7月27日（火）午後2時
閉会 令和3年7月27日（火）午後2時25分
開催場所 江刺総合支所 4階 特別会議室

2 出席委員の氏名

1 番	高 橋 勝	委員（教育長）
2 番	吉 田 政	委員（教育長職務代理者）
3 番	高 橋 キ エ	委員
4 番	及 川 憲太郎	委員
5 番	藤 田 登茂子	委員

3 説明のため出席した職員の職及び氏名

千葉昌教育部長、及川協一教育総務課長、佐藤克洋学校教育課長、菊池長学校教育課主幹、鈴木常義歴史遺産課長、佐々木靖郎協働まちづくり部生涯学習スポーツ課長

事務職員出席者：小山和彦教育総務課長補佐

4 本日の会議に付した事件（議事日程第1号）

第1	会期の決定
第2	教育長報告 生徒指導について
第3	議案第1号 令和4年度使用小中学校教科用図書の採択について
第4	議案第2号 奥州市指定天然記念物（天記第31号）の指定解除に係る臨時代理処理に関し承認を求めることについて

5 会議の概要

開会、会議成立宣言、本日の会議日程について「議事日程第1号」により進めることを宣言、秘密会とする議決（教育長報告「生徒指導について」、秘密会とした教育長報告「生徒指導について」は、学校ごと又は児童生徒の個々の状況に関わらない部分のみを公表することの議決、議案の審議

第1 会期の決定について

本日1日と決定。

第2 教育長報告

(1) 生徒指導について

※ 説明要旨及び質疑等の内容は非公開。

以上で教育長報告を終わる。

第3 議案第1号 令和4年度使用小中学校教科用図書の採択について

及川教育総務課長が議案を朗読、千葉教育部長が提案理由を説明し、補足説明を佐藤学校教育課長が行った。

【提案理由】

- ・ 義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第13条の規定により、教育委員会において、種目ごとに一種の教科用図書について行うものとされている。また、同法施行令第14条の規定により、採択の時期は、使用する前年度の8月31日までにを行うものと定められていることから、今回議案として提案するもの。

【補足説明】

- ・ 事前配布資料P6～13について説明。

【質疑】

高橋教育長：今回の採択については、令和4年度使用の教科用図書を改めて採択するものではなく、新たに1社追加採択された中学校歴史の教科書について、採択しようとするもの。

吉田委員：教科書については、奥州市と金ヶ崎町が一緒となるのか。

高橋教育長：一緒となる。

高橋委員：新たに検定を受け発行されたものか。検定は毎年実施されているのか。採択替えは4年に1度のサイクルと記憶しているのだが。

佐藤学校教育課長：基本的には4年1度採択をしているものである。今回の教科書については、1年遅れで国の採択が認められたもので、協議したもの。

高橋教育長：補足説明となるが、今回の1社は、1回目に国の承認が得られず、内容を修正した後に承認されたもの。

【討論】

なし。

採決の結果、原案のとおり承認することに全員異議なし。

原案可決。

第4 議案第2号 奥州市指定天然記念物（天記第31号）の指定解除に係る臨時代理処理に関し承認を求めることについて

及川教育総務課長が議案を朗読、千葉教育部長が提案理由を説明し、補足説明を鈴木歴史遺産課長が行った。

【提案理由】

- ・ 議案第2号については、奥州市胆沢若柳字芦ノ随地内にある「市指定天然記念物『天記第31号 芦ノ随のブナ』」の指定解除について、所有者より

申立書の提出があつたが、教育委員会を招集するいとまがなかったことから、「教育長に対する事務委任等に関する規則」の規定に基づき臨時代理処理を行った。ついては、この処理に対し、同規則の規定により当委員会の承認を求めるため、本案を提出するもの。

【補足説明】

- ・ この樹木については、平成元年 12 月 26 日に旧胆沢町において指定されたもの。経過については、本年 6 月 9 日に所有者より、近隣住民の方と一緒に屋敷林（エグネ）を伐採したいので指定解除の申し出があつた。所有者に対し説得したが、意思に変わりはない。6 月 14 日に申立書を受理し、25 日には文化財保護審議会へ、7 月 8 日までの期限を付し、書面により諮問した結果、指定解除についてはやむを得ないとの答申をいただいた。その後の、7 月 9 日に指定解除の通知を所有者あてに行った。

【質疑】

高橋委員：既に伐採は行ったのか。

鈴木歴史遺産課長：昨日確認したところまだ残っていた。今年は、大雪の影響もあり、エグネの伐採が随分進んでいる。所有者からは、7 月 16 日に伐採したいとの申し出であつた。

高橋委員：旧市町村での指定も含めかなりの樹木があつたと認識しているが、個人所有が多く、若い世代には残したくないなどの意向が増えていると感じる。このような意向や樹木の状況など調査はしているのか。

鈴木歴史遺産課長：毎年、文化財保護調査委員には、有形文化財と無形文化財を交互に調査しており、今年は、有形文化財の年となっており、指定木についても確認している。今回は、胆沢の野球場にも近いことから移設も検討したが費用が膨大であること、また、今後、個人の方から同様の申出を受けた場合、市として対応できないことから、個人管理という原則を踏まえ、今回はやむを得ないと判断したもの。

高橋委員：個人管理ということから残念な気もするが、難しさも理解する。

鈴木歴史遺産課長：樹勢回復や治療などであれば市の助成もあるが、管理についてはかなり難しい状況となっている。

【討論】

なし

採決の結果、原案のとおり承認することに全員異議なし。

原案可決。

閉会